

藤沢市福寿医療費助成条例の廃止について
藤沢市福寿医療費助成条例を廃止する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市福寿医療費助成条例を廃止する条例
藤沢市福寿医療費助成条例（平成20年藤沢市条例第23号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に廃止前の藤沢市福寿医療費助成条例第2条に規定する対象者である者については、同条例第3条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた藤沢市福寿医療費助成条例第3条の規定による助成に係る医療証の交付その他の助成に関する事項については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、福寿医療費助成制度を廃止する必要による。